

箕面市市税等クレジット収納業務仕様書

第1条（業務内容）

箕面市市税等におけるクレジットカード納付導入に伴う指定代理納付に係る業務。

第2条（指定代理納付業務の対象歳入）

地方自治法第231条の2第6項に基づく指定代理納付者が本市に対して代理納付する歳入は、次のとおりとする。

- ① 軽自動車税
- ② 市・府民税
- ③ 固定資産税
- ④ 国民健康保険料

第3条（取扱クレジットカード）

（1）本業務にて取扱うカードブランドは、次のとおりとする。

- ① VISA
- ② MasterCard
- ③ JCB
- ④ AMERICAN EXPRESS
- ⑤ Diners Club

（2）上記取扱クレジットカードブランド以外の他社のクレジットカードの取り扱いも可能であること。

第4条（指定代理納付の方法）

（1）本業務における代理納付は、納税義務者等に代わり立て替え払いをする立替払方式であって、納入義務者等に対して有する債権を買い取る債権委譲方式でないこと。

（2）本業務における代理納付の収納締切日及び納付日は次の2回とし、それぞれの期日に本市が指定する口座（以下「指定口座」という。）に振り込むこと。

なお、納付日が金融機関休業日の場合は、前々金融機関営業日とする。

- ① 収納締切日：毎月15日 代理納付日：当月末の前金融機関営業日
- ② 収納締切日：毎月末日 代理納付日：翌月15日の前金融機関営業日

- (3) クレジットカード納付による立替金（以下「立替金」という。）は、納税義務者等が選択するクレジットカードの支払方法（分割払い、リボルビング払い等）の種類を問わず一括で納付すること。
- (4) 立替金を指定口座に振り込む際に必要な手数料については、指定代理納付者が負担すること。
- (5) 各月単位にて立替金の内訳明細を作成し、指定する期日までに提出すること。

第5条（代理納付システム）

- (1) インターネットウェブサイトからのクレジットカード決済が可能であること。
- (2) 次のツールによるクレジットカード決済が可能であること
 - ① P C
 - ② スマートフォン
 - ③ 携帯電話
- (3) 収納依頼データ及び収納結果データ（以下「集配信データ」という。）の連携方式は、インターネット回線によるSSL方式とする。
ただし、本市がLG-WAN回線を用いた収納データ一元化に係る委託業務実施の際には、IP-VPN等のセキュアな回線を用いて当該委託業者への集配信データの連携が可能であること。
- (4) 集配信データI/Fレイアウトは、MPNに準拠した仕様であること。
- (5) 収納結果データは、速報及び確報のデータを次の期日にて連携すること。
 - ① 速報データ：納付日の翌日
 - ② 確報データ：締日の翌日
- (6) クレジットカード決済に係る代理納付利用料の全額を利用者が負担するシステムであること。

第6条（納品物）

クレジットカードブランド別、決済ツール別、利用キャリア別等にて分類されたデータを随時に配信すること。

以上